資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千万円円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

計算書類の公告義務はありません。

平成二十一年十二月二十二日

三重県津市高茶屋小森町四九〇二番地

有限会社日硝サービス

代表取締役　東村　守康

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年一月八日を基準日と定め、同日午後三時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年一月二十六日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十二月二十二日

山梨県中巨摩郡昭和町紙漉阿原一三六〇番地

株式会社コイケ

代表取締役　小池　光

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十二年一月六日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十二年一月二十一日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十一年十二月二十二日

大阪市西区土佐堀一丁目四番一一号

株式会社ジェイエスエス

代表取締役社長　藤木　孝夫

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年一月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十二月二十二日

東京都千代田区神田神保町三丁目五番地

株式会社エス・オー・ダブリュー

代表取締役　阿部　亨

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年一月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十一年十二月二十二日

静岡県静岡市駿河区曲金二丁目八―二八

株式会社トミヤコーヒー

代表取締役　山内　透

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十二年一月七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十一年十二月二十二日

沖縄県宜野湾市真栄原一丁目二一番一号

株式会社球建設

代表取締役　渡久地保雄

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるグレゴリー・マイケル・スタップラーが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十一年十二月二十二日

東京都千代田区霞が関三丁目二番六号

東京倶楽部ビルディング一一階

ＳＯＦＩ　Ａｓｉａ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ　Ｃｏｍｐａｎｙ

日本における代表者　グレゴリー・マイケル・スタップラー

限定承認公告

本籍東京都府中市府中町一丁目三三番地、最後の住所千葉県八千代市下市場二丁目一番一九―七〇三号　被相続人　亡　齋藤　法子

右被相続人は平成二十一年九月二十六日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月九日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

千葉県八千代市下市場二丁目一番一九―七〇三号

相続財産管理人　齋藤　修一

限定承認公告

本籍千葉県市原市青葉台四丁目一九番地一二、最後の住所千葉市花見川区検見川町三丁目三一〇番地一〇池沢コーポ一〇三号

被相続人　亡　藤谷　好雄

右被相続人は平成二十一年十月二十日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

東京都港区西麻布四丁目二番六―二〇二号

相続財産管理人　藤谷　洋一

限定承認公告

本籍大阪府枚方市北中振一丁目九番、最後の住所大阪府枚方市北中振一丁目九番六号

被相続人　亡　梶川　留重

右被相続人は平成二十一年七月二十五日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月八日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

大阪府枚方市北中振一丁目九番六号

相続財産管理人　梶川　恒子

限定承認公告

本籍鳥取県岩美郡岩美町大字陸上六三四番地二、最後の住所京都府舞鶴市字今田八五五番地一　被相続人　亡　河口　茂平

右被相続人は平成二十一年十月十二日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十日京都家庭裁判所舞鶴支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

兵庫県川辺郡猪名川町白金一丁目一〇六番地五　相続財産管理人　河口　亨

限定承認公告

本籍兵庫県高砂市曽根町五九一番地、最後の住所兵庫県芦屋市呉川町一番三―四〇七号

被相続人　亡　田渕　善治

右被相続人は平成二十一年九月十九日死亡し、その相続人は平成二十一年十二月十四日神戸家庭裁判所尼崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

兵庫県芦屋市呉川町一番三―四〇七号

相続財産管理人　田渕　やす

限定承認公告

本籍広島県広島市南区似島町字家下一五番地の二、最後の住所広島県広島市佐伯区五月が丘一丁目一六番四号

被相続人　亡　堀口　隆之

右被相続人は平成二十一年五月二日死亡し、その相続人は平成二十一年八月二十一日広島家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十一年十二月二十二日

広島市中区八丁堀六番三号八階

相続財産管理人堀口カメノ

右代理人弁護士　小森　暢之

取消公告

平成二十一年十一月十三日掲載の那覇地方裁判所名護支部に係る平成二十年（フ）第五五号破産手続終結及び免責許可決定は取消します。

正　誤

ページ	段	行	誤	正
八二	一	終りから一一	E140°21′35″ 〃　〃　一〇	E141°21′35″ E141°54′47″
八二	一	終りから一三	七一一二	七一二二

平成二十一年十一月十九日（号外第二百四十五号）国土交通省告示第千二百二十一号（進入管制区を指定する告示の一部を改正する件）（原稿誤り）

五下

〃　〃　一〇E140°54′47″

同年十月二十九日環境省告示第六十号（剣山山系鳥獣保護区を指定した件）（原稿誤り）

同年十一月三十日（号外第二百五十一号）環境省告示第七十九号（地下水の水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件）（原稿誤り）

二六下　一〇塩化ビニル内塩化ビニル樹脂

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月二十二日付第二七〇号一二八ページ●同日付政府調達第二三五号四〇ページ

ジ●十一月三十日付衆会第八号四ページ●十二月四日付参会第六号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五一〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）